

中堅企業の現状と政策期待

—フランス中堅企業論の展開—

山 口 隆 之

I 序

過去フランス経済の特徴が語られるとき、ディリジズム、混合経済といった言葉がしばしば用いられてきたが、われわれはフランスの産業構造や社会構造の特徴が、戦後の急速な復興の必要性の下、企業の小規模性と分散性を特徴とする産業構造からくるハンディキャップを克服する政策展開の中で形成されたことを看過すべきではない¹⁾。事実、現在なおフランスには小規模企業、中でも零細規模企業が他の欧州諸国に比べても広範に存在し、国民経済や地域社会の形成に少なからずの影響を与えている²⁾。

誤解を恐れずにいうなれば、フランスでは国策や政治と密接なつながりを有し、国家エリートと呼ばれる少数の人々によって計画性を伴って発展する大企業セクターと、個人主義的国民性や小規模生産者の生活を具現化する中小企業セクターという分断された構造が政策の随伴的結果として形成された。そして両者は、経済上の役割はもとより、社会的な役割の側面からも明確に

- 1) 戦後形成されたフランス経済の特徴、特にディリジズムと混合経済の内容については、遠藤輝明編（1982）、5頁、原輝史（1986）、376-397頁、藤本光夫（1993）、29頁が詳しい。
- 2) フランスでは中央集権的な社会構造がある半面、なお分散的で小規模生産者の国民性が存在する。このことは、たとえば最小行政単位であるコミューン（commune）の数が約3万6000とEU諸国の中でも最も多いことから推測される。また、フランスの企業者が産業革命後も小規模生産者の性質を保持したことは原輝史（1993）、13-15頁でも指摘されている。

区別されてきた。

しかしながら、ごく最近のフランスではEU統合の深化と拡大、グローバル化の進展に伴う振興国の追い上げという環境変化とともに、上述の歴史性ゆえに形成されたフランス的構造が問題視されるに至っている。すなわち、大企業と中小企業の間にあたる中堅企業（ETI: *entreprises de taille intermédiaire*）³⁾ 層の薄さが、特に国際競争力発揮の観点から問題とされるようになり、当該企業層へ向けた支援の必要性が一定の広がりをもって議論され始めた。

以上の状況に鑑みて、本稿ではフランス中堅企業論ともいべき状況の予備的考察を行いたい。フランス中堅企業に関する議論は、まだその歴史が浅く、したがって、現時点で利用可能なデータや資料は非常に限られているが、まずは、公的資料や統計データに基づいて議論の背景や法的規定を確認し、あわせて中堅企業の実態を考察・検討する。続いて目下政策サイドにおいて中堅企業がいかなる位置づけを与えられているかを確認し、最後にフランス中堅企業論の特徴とその歴史的 position を整理したい。

II 議論の経緯と経済近代化法による定義

1. 中堅企業論の経緯

フランスにおける中堅企業層の薄さは、過去においても指摘される場所であった。しかしながら、当該構造が国際競争力を維持・発揮する上でのいけば問題として政策議論の俎上に載るようになったのは、ごく最近の事である。

現在のフランス中堅企業論に少なからずの影響を与えた報告書等の足跡⁴⁾

3) ETI: *entreprises de taille intermédiaire* は文字通り、(中小企業と大企業の) 中間規模にある企業という意味であるが、これは後述するようにドイツの *Mittelstand* に対応する言葉として用いられる。このことから以下では中堅企業の訳語を用いる。

4) 以下に示す中堅企業に関する分析や報告書については Beffa, J. L. (2005)、Betbeze, J. P. et Saint-Étienne, C. (2006)、Retailleau, B., et al. (2010)、Stoffaës, C. (2008)、Vilain, F. (2008) 等を参照。

をたどると、まず2005年に新しい産業政策の在り方に関する政府諮問に应运て作成された「フランスの新たな産業政策に向けて (*Pour une nouvelle politique industrielle*: 通称ベファ・レポート)」が重要であった。ここでは、フランス製造業の強みと弱みが分析され、特にドイツと比して中高度の技術分野に弱いフランス製造業の実態等が明らかにされた。

次いで、2006年に中小企業政策の在り方を示した報告書「フランスに資する中小企業戦略 (*Une Strategie PME pour la France*)」では、中堅企業が比喩的に象(大企業)と蟻(中小企業)の中間にあるカモシカ(*gazelle*)と表現され、それが国民経済に及ぼす影響の大きさ、および、中小企業から中堅企業への成長を促進するに際しての政策課題等が検討された。さらに、2008年には後述の経済近代化法(LME: *loi de modernisation de l'économie*)を受けて、中堅企業を本格的に扱った「中堅企業の発展 (*Le développement des entreprises de taille intermediaire*)」と題する報告書、および中堅企業を中心として国際競争力を発揮しているドイツを分析した「中堅企業: われわれのミッシング・リンク (*Mittelstand: notre chainon manquant*)」が政府に提出された。

こうした2005年以降における一連の議論を集約する形で2010年に示されたのが、ヴァンデ(Vendée)県の上院議員らが中心となって作成した政府諮問への答申、「新成長の中核たる中堅企業」(*Les entreprises de taille intermediaire au cour d'une nouvelle dynamique de croissance*)である。ここでは、中堅企業が国民経済に果たす役割が再確認されるとともに、企業成長を支える首尾一貫した施策の必要性が主張された。

2. 背景: ドイツの競争力⁵⁾

既に明らかなように、フランスにおける中堅企業への注目の背景には、国際競争力を備えた中堅企業が厚い層を成しているドイツへの強い関心がある。

5) 以下、ドイツ経済の評価については、Retailleau, B., et al. (2010), pp. 143-152 および DGCIS (2010), p. 74 を参照。

1990年代後半より、欧州では特に工業製品分野において新興国のプレゼンスが強まる中、ドイツはその地位を維持し続けている。これに対して、フランスは、世界市場はもとより、ユーロ圏内においてさえ、その競争力を低下させている。2007年におけるドイツの輸出額は、約9690億ユーロであったが、これはフランスの約2.5倍である。そして、ドイツの輸出企業数は約34万8000社であるのに対して、フランスのそれは、約9万8000社と3.5倍の開きがある。人口の相違を考慮するにしても、ドイツの輸出に関わる企業数は、フランスの2.8倍にあたり、ここに顕著な相違がみられる。

両国の輸出力格差の背景には、産業構造の違いがある。注目すべきは、ドイツには、従業員50人以上の企業がフランスの3倍相当存在するという事実である。企業規模に従って輸出への寄与度をみると、フランスでは、輸出が少数の大企業に大きく依存しているという構造があるのに対して、ドイツでは、特に大企業への偏重はみられず、むしろ中小企業や中堅企業の貢献が目立つという状況がある。

以上の産業構造面での相違に加えて、両国の差は、企業競争力の観点からも説明可能である。ドイツ企業のコスト競争力は、2000年以降、継続的に強化されてきており、特に2003年のいわゆるアジェンダ2010プログラム⁶⁾の実施以降の改善は極めて顕著である。また、ドイツ企業は、消費財、中間消費財、機械設備、家電といった分野に関わらず、品質やアフター・サービスといった面でも世界的に高い評価を得ている。2001年以降、フランス工業部門の投資額が、ドイツのそれを上回ってきたことに鑑みれば、両国の競争力格差は、投資努力の差によるものとはいえない。むしろ、ドイツ企業やそれらが生み出す製品の強さは、川上における研究開発やイノベーション活動と市場ニーズを上手く結びつける能力のうちに理解されるものである。そしてこうした活動の中核を担うのが、いわゆるミッテルシュタント (Mittelstand)⁷⁾

6) アジェンダ2010は、労働政策と社会福祉政策を連携させ、給付制度の見直しによって雇用促進を図る一連の改革である。近年におけるドイツの労働市場改革や社会福祉制度改革については、川田知子(2009)、齋藤純子(2008)、独立行政法人労働政策研究・研修機構(2006)、橋本陽子(2005)等を参照。

と呼ばれる中堅企業である。ドイツ中堅企業は、産業構造において厚い層を成し、特殊機械や特殊設備等のいわゆる隙間市場、すなわち、価格設定の自由度が高く、したがって為替変動の影響を受けにくい分野に広く分布している。この特徴がドイツ企業の利益率の高さを生み、ひいてはその競争力を支えている。

以上のように、近年におけるドイツの競争力は、国際競争力の発揮に大きく貢献する企業、すなわち中堅企業の質の高さとその比重の高さによって説明される。

3. 経済近代化法による定義⁷⁾

中堅企業に関する政策的議論が深まる中、フランスでは2008年8月4日の経済近代化法によって、大企業と中小企業の間位置する中堅企業が定義された。経済近代化法の一義的な目的は、欧州レベルでの統計整備という観点から1993年3月15日の欧州理事会規則によって規定された企業概念⁸⁾に沿いながらフランス企業統計の見直しを図る事であったが、同時にここで他の欧州諸国では公的規定を持たない中堅企業の範囲が明らかにされた事は注目し得る。そして、同年10月18日のデクレでは、国家統計情報審議会

7) ミッテルシュタント (Mittelstand) は日本語で「中堅企業」や「中産階級」、あるいは「中間層」や「中間身分」と訳されるが、本来正確な定義が存在する訳ではない。一般には、大企業とは区別され、同族的な経営をもとに戦後ドイツの復興に貢献した企業として理解されるが、他方でドイツ固有の文化や歴史と切り離せない社会的身分としての意味も併せ持つ。以下ではフランスでの取り扱いに準じて、企業規模の上で大企業と中小企業の間位置する企業という意味、すなわち「中堅企業」を訳語として用いる。総じてフランス政策議論の中で引き合いに出されるドイツ中堅企業は、その同族性と独立性、顧客や従業員、および取引先や地方政府との距離の近さ、革新的な性質と輸出への貢献の高さが評価されている。なお、社会的身分としてのミッテルシュタントについては、岩橋 (1986a) (1986b) を参照されたい。

8) 以下、中堅企業の定義については、Retailleau, B., et al. (2010), p. 121 を参照。

9) 1993年3月15日の欧州理事会規則 (Council Regulation (EEC) No696/93 of 15 March 1993 on the statistical units for the observation and analysis of the production system in the Community) では、企業を、財やサービスの生産組織を構成する最小の組み合わせとした上で、特に日常の経営資源の配分について意思決定上の自律性を有するものと規定している。

(CNIS: conseil national de l'information statistique) の検討に基づき、従業員数、売上高、総資産という3つの指標に従った企業類型、すなわち零細企業 (micro entreprises)、小企業 (petites entreprises)、中企業 (moyennes entreprises)、中堅企業、大企業という区分が示された。表1にみられるように、中堅企業に用意された枠組は以下の通りである。

—中小企業（従業員250人未満、売上高5000万ユーロ以下あるいは総資産4300万ユーロ以下）および零細企業（従業員10人未満で売上高200万ユーロ以下）以外

—従業員250人以上～5000人未満

—総資産額20億ユーロ未満または売上高15億ユーロ未満

なお、ここで設定された従業員数の下限は、EU 中小企業定義との整合性を考慮したものであり、同じくその上限は、中堅企業と大企業を区分した際の数量的バランスを考慮して採用されたものである。

表1 フランスにおける企業分類（経済近代化法）

売上高	総資産	従業員数				
		10人未満	10-50人未満	50-250人未満	250-5000人未満	5000人以上
200万ユーロ未満	不問					
	200万ユーロ未満					
200万～1000万ユーロ未満	200万ユーロ未満					
	200万ユーロ以上					
1000万～5000万ユーロ未満	200万ユーロ未満					
	200万～1000万ユーロ未満					
5000万～15億ユーロ未満	1000万ユーロ以上					
	200万ユーロ未満					
15億ユーロ以上	200万～1000万ユーロ未満					
	1000万～4300万ユーロ未満					
	4300万ユーロ以上					
	200万ユーロ未満					
	200万～1000万ユーロ未満					
	1000万～4300万ユーロ未満					
	4300万～20億ユーロ未満					
	20億ユーロ以上					

零細企業
 小企業
 中企業
 中堅企業
 大企業

出所：CNIS (2008), p. 13, DGCIS (2010), p. 79 をもとに作成。

Ⅲ 中堅企業の地位

1. 統計処理上の課題

既述のように、フランス経済近代化法によって中堅企業が新たな企業類型として示されたが、実際に中堅企業の実態把握を試みる際には、幾つかの課題がある。たとえば、中堅企業は複数企業からなるグループ形態をとっている事が多いのであるが、生産子会社と販売子会社を分社しているようなケースでは売上高や総資産の取り扱いについて何らかの統一的基準の設定が必要となる。また、国外に複数拠点を有する企業のケースには、フランス国内企業のみを考慮した連結データの入手が困難なこと、あるいは、親会社による子会社の支配関係をどの出資割合で判断するかという問題もある。

このように、経済近代化法で示された3指標のみによって中堅企業の実態を把握することは難しく、結局は個別調査などに基づいて個別企業のプロファイリングをおこなう必要がある。目下フランスの公的統計に関わる諸機関は、こうした詳細情報の収集に努めているが、現時点では上述の統計処理上の課題に対する基準も一様では無く、よって中堅企業に関して得られる情報は限定的である¹⁰⁾。このような事情はあるが、以下ではフランスの公的機関で初めて本格的な分析調査をおこなった経済・財政・産業省 (MINEFI: *Ministre de l'Economie, des Finances et de l'Industrie*) の競争・産業・サービス総局 (DGCIS: *direction générale de la compétitivité, de l'industrie et des services*) が示したデータを中心にして、中堅企業の実態を確認したい。

2. 産業分野と地域的分散

競争・産業・サービス総局の調査によれば、4576社の中堅企業が確認されている。これは、フランス国内に立地し、他企業による支配を受けない（他社による50%以上の出資を受けない）396社の単一企業、およびフランスに

10) Retailleau, B., et al. (2010), pp. 122-123, DGCIS (2010), pp. 74-76.

本社をもつ2829社の複数企業体3225社、ならびに海外に本社をもつ複数企業体1351社の総計である。当該4576社のうち、従業員500人以上の企業は36%であり、これらが中堅企業全体の71%の雇用を生み出している。また、従業員2000～5000人未満の比較的規模の大きな中堅企業は、中堅企業全体の6%に過ぎない。

中堅企業の活動領域は、特に工業部門の比重が高く35%、次いで商業部門が21%、サービス部門が21%、輸送業が8%である。この結果には、産業分野によって規模の経済性の発揮や固定費の償却に最適規模レベルが異なるという事情が関係している。なお、地理的分布をみれば、中堅企業は一般に工業化が進んでいるとされるフランス北部および西部に多い¹¹⁾。

3. フランス経済に占める比重

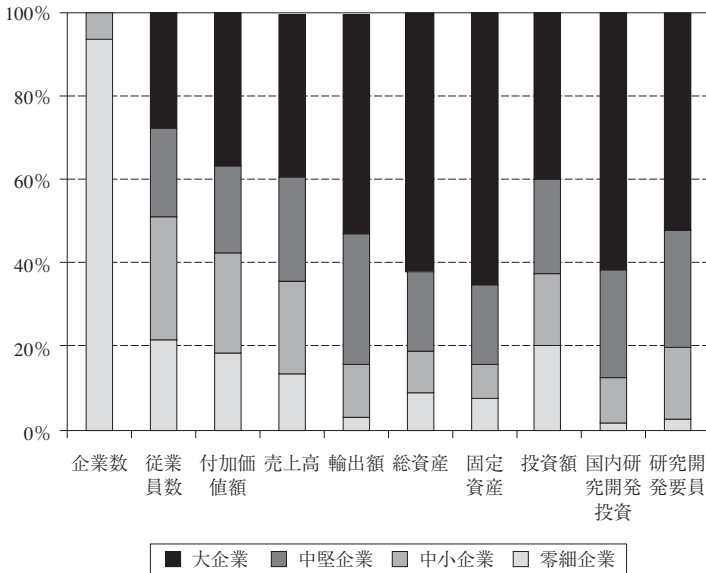
図1は、企業数、従業員数、売上高、付加価値額、輸出額、総資産、固定資産額、投資額、国内研究開発投資、研究者数といった主要指標において、各規模の企業がどれだけの比重を占めているかを示したものである。これによると、フランス経済における中堅企業の地位は、総じて高いことが分かる。

約4700社の中堅企業は、フランス国内雇用の21%（工業部門では33%）、輸出額の31%、投資額の21%、国内研究開発投資の26%を占めている。企業規模ごとに比較すると、中堅企業の比重は、雇用数、投資額、売上高の面でみれば中小企業や大企業と同程度であるが、輸出や研究開発投資の側面で見れば、中小企業よりも寄与度が高い。輸出額に占める割合は31%、国内研究開発支出に占める割合は26%である。

政策サイドで中堅企業が注目されるのは、上記の経済指標における比重の高さのもとより、それが地域において果たす役割が期待されるからである。中堅企業経営者の多くは、土地の申し子とでもいうべき存在であり、いわゆる地方の名士であるとともに、地域住民や従業員にとって、身近な存在であ

11) Retailleau, B., et al. (2010), pp. 133-134.

図1 中堅企業の比重



出所：Retailleau, B., et al. (2010), p.125 をもとに一部加筆・修正。

※農業、金融部門等を除く。

零細企業＝従業員10人未満、かつ年間売上高もしくは総資産200万ユーロ以下

中小企業＝従業員250人未満、年間売上高5000万ユーロ以下または総資産4300万ユーロ以下

中堅企業＝零細企業および中小企業に含まれず、従業員5000人未満、かつ年間売上高15億ユーロ未満または総資産20億ユーロ未満

大企業＝上記三類型に該当しないもの

ることが多く、こうした地域に根を下ろした経営者の性質が、商工会議所 (CCI: chambre de commerce et d'industrie) や青年経営者センター (CJI: centre des jeunes dirigeants d'entreprise)、あるいは経営向上協会 (APM: association progrès du management) やフランス企業運動 (MEDEF: mouvement des entreprises de France) といった地域レベルの連携活動に実質的な影響を及ぼしている。

さらに、中堅企業の多くは同族的経営の特徴を備え、その経営者は地域に

暮らし、一個人として従業員と向き合いながら、長期的視点に基づく経営を実現している。一般に、大企業は株主の意向に沿って短期的な利益や配当を第一に考慮せざるを得ず、加えて立地する地域との密着度が低いといえるが、中堅企業は、その同族的性質ゆえに、長期的視野に立った投資性向が強く、地域社会とのつながりも強い¹²⁾。

4. 雇用・輸出・研究開発面での寄与度

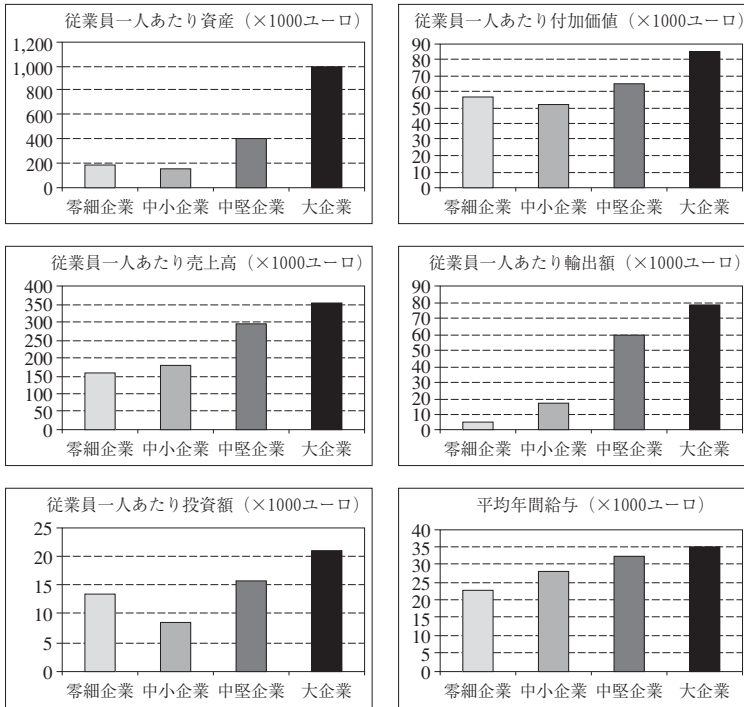
競争・産業・サービス総局の要請に応じて、企業の長期的動向を調査したパリ第10大学の研究グループの調査によれば、中堅企業の成長力は、大企業や小企業のそれに比して高い。1997年～2007年における従業員50～250人未満の企業の平均成長率は3.1%、従業員250～5000人未満の企業では1%程度であった。これは、従業員5000人以上の企業が-0.4%であったことを考えれば無視できない高水準である。さらに、最近の調査では、国内雇用増加分の約半分を生み出しているのは、数でいえば全体の5%程度に過ぎない少数の急成長企業であることも明らかにされている¹³⁾。

次に、中堅企業は輸出への寄与が大きく、その影響力はむしろ大企業のそれに近い。図2にみられるように、従業員一人あたりの売上高について、中堅企業は中小企業の約1.7倍であるが、従業員一人あたりの輸出額をみると約3.5倍の開きとなる。さらに研究開発やイノベーション活動状況についても、やはり中堅企業の地位は中小企業と大企業の間にあるものの、中小企業よりはむしろ大企業に近い。国内研究開発支出については、4分の1以上に貢献するとともに、国内研究開発要員の28%を雇用しており、ここから中

12) Retailleau, B., et al. (2010), pp. 124-125, p. 136. たとえば、高い成長が期待される産業の発展を支援する政府の戦略投資ファンド (FSI: fonds stratégique d'investissement) の適用において高い評価を受けた中堅企業の中では、5%以上の株式を保有し、当該企業のガバナンスに少なからずの影響力をもつ同族株主が存在するケースは65%であった。大企業における当該割合が38%である事に鑑みれば、中堅企業が相対的に同族的性質を帯びていることは明らかである。

13) Carré, D. et al. (2010) および Betbeze, J. P. et Saint-Étienne, C. (2006), pp. 81-83 を参照。

図2 中堅企業とその他の企業の比較



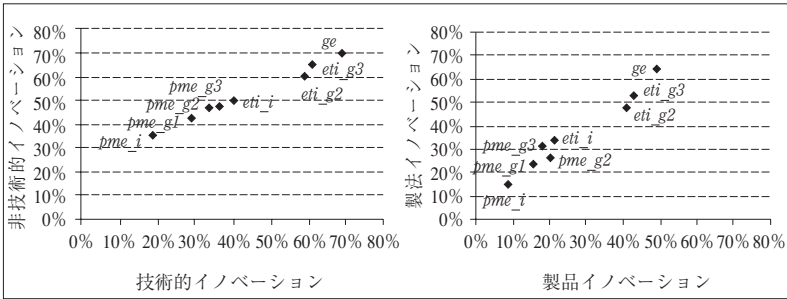
出所：Retailleau, B., et al. (2010), p.129 をもとに一部加筆・修正。

※企業区分は図1に準ずる。

堅企業の基礎研究指向も明らかとなる。

さらに、中堅企業は他のカテゴリーの企業に比べて投資性向が高い。図3は高等教育研究省 (Ministère de l'enseignement supérieur et de la recherche) の調査結果であるが、当該調査の対象となった約1100社の中堅企業は、売上高の平均2.7%を国内研究開発支出 (DIRDE: dépense intérieure de recherche et développement) に投じており、この水準は同調査の対象となった中小企業や大企業のケースよりも高かった¹⁴⁾。

図3 中堅企業の研究開発（2002年～2004年）



出所：Dhont, P. E. (2009), p. 5をもとに一部加筆・修正。

※*pme_i*=独立中小企業、*pme_g1*=従業員250人未満のグループに支配される中小企業、*pme_g2*=従業員250人以上5000人未満のグループに支配される中小企業、*pme_g3*=従業員5000人以上のグループに支配される中小企業、*eti_i*=独立中堅企業、*eti_g2*=従業員5000人未満のグループに支配される中堅企業、*eti_g3*=従業員5000人以上のグループに支配される中堅企業、*ge*=大企業

IV 中堅企業への政策的期待

1. 中堅企業の重要性和フランスの弱み

このように近年のフランスにおける中堅企業への期待は非常に大きく、今後は中堅企業向けの政策が一つの潮流を成す可能性がある。以下では、現時点における政府議論の集大成といえる既述の報告書「新成長の中核たる中堅企業」（以下、報告書）の内容を確認しておく。

最近の経済分析評議会（conseil d'analyse économique）では、成長性の高い中小企業に着目している。しかしながら、フランスでは、新市場や新製品を生み出し、ひいては輸出や雇用創出に大きく貢献する企業、すなわち、設立から10～15年以内に急成長する革新的な企業の厚みがない。それゆえ、特に中小企業から中堅企業へと成長する過程に存在する障害を取り除き、企業の規模的拡大と生産性の向上を後押しする支援策が不可欠である。

14) Retailleau, B., et al. (2010), p. 126-131, MESR et al. (2009) なお、この内訳は基礎研究7%、応用研究48%、試作開発45%である。

中堅企業が期待される理由は、以下のごとくである。第一に、これら企業の業績が良好であり、かつ国民経済に占める比重も高いからである。企業総数からすれば少数であるにも関わらず、中堅企業は多くの経済指標においてフランス全体の2割～3割の比重を占めている。第二に、中堅企業の多くが有している経営的特徴の為である。中堅企業の多くは、同族的性質を有している。したがって、短期的利益を求めるといよりも、むしろ中長期的なビジョンに基づいた利益を求め、かつ投資性向が高い。この特徴は、株主への配慮や配当の考慮から短期的な利益を追求せざるをえず、立地場所の変更を厭わない大企業とは対照的である。第三に、中堅企業はグローバル化の進展下でしばしば発生する、ローカルな問題とグローバルな問題の間に生じる軋轢を調和的に解決する主体として期待されるからである。事実、中堅企業は、その活動領域を国際市場に広げながらも、地域の文化や歴史に深く根を下ろした経営を保持し、したがって、地域コミュニティーや経済において特段の役割を果たしている¹⁵⁾。

2. 中堅企業が抱えるハンディキャップ

しかしながら、こうした期待の大きさに反して、フランス中堅企業はドイツや英国の約半数程度に過ぎず、加えて近年のフランスでは中小企業や大企業が増加傾向にあるのに対して、中堅企業は増加していない。中堅企業層が薄いのは、一般にフランス社会や経済の問題としてしばしば指摘される以下の状況が、自由な企業成長の機会を奪っている為であると考えられる。

- ドイツの約2倍であり、欧州平均よりも、なお重いとされる企業課税、および社会保障費負担
- 銀行や保険会社のリスク回避的体質に起因する長期貸付金の潜在的な不足
- 厳格な解雇規制によって守られた非常に硬直的な労働市場
- リスク回避的な国民性

15) DGCIS (2010), p. 74 および Retailleau, B. et al. (2010), p. 11, p. 124.

—多くの規制、および、これらの頻繁な変更

以上の問題は、企業活動一般にとっての障害ともいえるが、フランスでは中小企業や大企業と比べても、中堅企業が特段の不利を被っている状況がある。換言すれば、フランスでは大企業と中小企業に対する政策的配慮がある中で、中堅企業は忘れ去られた存在といえる。

最近の税金および社会保障費負担に関する調査によると、中堅企業は、税収や社会保障面での貢献が大きいにも関わらず、中小企業や大企業に比べれば政府が用意した支援策の恩恵を受けていない。たとえば、研究開発や技術動向調査、および特許取得やその保全に関わる費用等につき法人税の減免がなされる研究開発費税額控除（CIR: *crédit impôt recherche*）制度の利用状況を考慮する時、大企業の実質法人税率は平均18%程度と見積もられるが、中堅企業のそれは約30%と高水準である。むろん、中堅企業は中小企業向けの軽減税率の適用を受ける事もない。

さらに、近年の環境変化に対応すべく打ち出される施策や制度が、必要以上に中堅企業に不利な作用を及ぼしていることも看過できない。一般に立地場所の選択や外部資源の活用面で自由度を発揮しにくい中堅企業は、大企業に比して環境変化への対応を制約される。これに加えて、たとえば、最近の教育改革やコーポレート・ガバナンス改革、あるいは環境問題対策等における施策設計や制度設計が、大企業を優先していることは否定できない。また、一般に、大企業は自社の競争優位を脅かす競合企業の成長には敏感であり、このため有力な中堅企業であればあるほど、常に大企業による吸収・合併の脅威にも晒されている。加えて、フランスの有力金融機関はパリに集中しているために、地方を拠点とする多くの中堅企業にとっては不利なことも否めない。

むろん、中小企業に対しては、EU やフランスレベル、あるいは地方レベルにおいて様々な支援メニューが用意されているが、ここでも中堅企業等はその対象から除外される。たとえば、2008年の金融危機以降、EU レベルで下請代金支払い遅延についての実態調査が強化されているが、その対象はあ

くまでEU基準でいうところの中小企業であり、中堅企業に対する影響は、そもそも明らかにされていない。このように大企業は、その影響力と国政との近さにおいて、そして中小企業は、その圧倒的な数によって政策的議論の俎上に載りやすい。両者の中間にある中堅企業は国の支援窓口を持たないばかりか、イメージにおいてさえ、まだ十分に認知されていない¹⁶⁾。

3. 中堅企業支援の格子

以上の現状認識に基づいて、報告書では中堅企業をフランス経済の発展に不可欠な存在として、今後継続的に支援していくべきであるとする。ただし、フランスにおいて求められる政策は、企業規模区分に固執した政策ではなく、企業成長過程全般を見据えた継続的、かつ体系的性格を持つそれであることが強調される。また同時に、中堅企業への支援を従来の中小企業向け支援の延長線上に捉えるのではなく、既存の中小企業向け支援メニューの再編可能性をも視野に入れた政策展開を行うべきことも確認されている。

以上の認識に基づいて、中堅企業支援の上で留意すべき項目として示されるのは次の諸点である。第一に、中堅企業の実際的な要求に耳を傾けずに中小企業向け支援を単純に援用することは避けるべきである。第二に、企業の成長過程全体を支援する一貫性ある政策展開が求められる。すなわち、結果的に企業の成長過程を分断するとともに、各種施策の乱立につながりかねないような、企業規模で区切られた支援策のあり方は、避けなければならない。第三に、中堅企業者の独立性、すなわち経営者自身による資本支配という状況を重んじた政策設計を行うべきである。第四に、場合によっては、政府が取引や資金繰りにおける大企業の過度な交渉力の行使を制限しなければならない。最後に、企業成長に資する地域レベルの連携を強化・推進していく必要がある。

16) Retailleau, B., et al. (2010), pp. 28-32. なお、以上の制度的ハンディキャップに加えて、中堅企業は、成長過程にあるという理由から低収益にならざるをえない。フランス中堅企業の収益性は、中小企業および大企業の7割程度、さらに自己金融力は中小企業と同程度、大企業の半分以下であるという指摘もある。

以上に加えて、グループ形態をとっている中堅企業のプロファイリングや資本関係の明確化、国内外の企業間関係についての情報収集、および政府レベルにおける中堅企業支援の雰囲気作り等が具体的な政策展開に先立つ課題として指摘される¹⁷⁾。

V 結

フランス中堅企業論の特徴は、次のように整理される。第一に、それは理論的要請から発生した議論では無く、あくまでフランス経済の現状分析に基づく政策上の議論であり、なおかつ産業構造における中堅企業層の薄さを否定的に捉える、いわゆる問題論である。

第二に、EU 加盟国の拡大と統合の深化、そして新興国の追い上げというグローバル化の進展下における国の競争力維持に関わる問題、換言すれば国家戦略に関わる議論である。したがって、ここでは中堅企業自体の競争力をいかに強化するか、という政策視点よりはむしろ、中堅企業の優位性を前提として、産業政策的観点からの議論が中心となる。

第三に、単に産業政策や企業政策という枠を超えて、戦後のフランスが構築してきた産業構造や社会構造の限界を見据えた、その意味で広い射程をもつ議論である。中堅企業論に限らず、近年のフランスにおける政策諸議論の中では、独立した企業者の自立的活動への期待が再三確認されるとともに、しばしば革新的な企業家活動に支えられるアメリカの事例がよく引き合いに出される。この背景には、近年の EU 成長戦略との整合性という問題があるが、同時に、当該傾向が戦後の経済発展モデル、すなわち、国家主導のプロジェクトの下に人的・物的資源の集中を図るという発展モデルの自己否定を意味していることは明らかである。

すでに確認したように、フランス中堅企業論は、EU 統合の深化、グローバル化の進展といった近年の環境変化を直接的な背景として、急速に浮上し

17) Retailleau, B., et al. (2010), pp. 33-37.

てきたものである。しかしながら、フランスの国家形成過程や国民形成過程を振り返るとき、われわれはそこに、ある種の必然性を認めざるをえない。なぜなら、中堅企業層の薄さは、本来、非常に分散的で小規模生産者のな性質を持つ社会構造の限界を克服するために展開された過去の政策による歪みが今日の問題として顕在化したものと捉えられるからである。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

【参考・引用文献】

- Beffa, J. L. (2005), *Pour une nouvelle politique industrielle*, <http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/054000044/0000.pdf> [水上萬里夫・平尾光司訳 (2007) 「フランス新たなイノベーション政策に向けて」『専修大学都市政策研究センター論文集』、第3号].
- Betbeze, J. P. et Saint-Étienne, C. (2006), *Une stratégie PME pour la France*, La Documentation française.
- Carré, D., Levratto, N. et Tessier, L. (2010), *Analyse comparée des caractéristiques des entreprises moyennes et de taille intermédiaire*, Ministère de l'économie, des finances et de l'emploi, DGCIS, Août. (http://www.alternatives-economiques.fr/fic_bdd/article_pdf_fichier/1336399337_synthese_longue_ULTI.pdf)
- CNIS (2008), *Rapport du groupe de travail sur la définition des catégories d'entreprises*. (http://www.cnis.fr/files/content/sites/Cnis/files/Fichiers/publications/rapports/2009/RAP_2009_113_%20definition_categories_entreprises.PDF)
- DATAR (2004), *La france, puissance industrielle: une nouvelle politique industrielle par la territoires*, La Documentation française.
- DGCIS (2010), *Les dossiers économiques et statistiques: Les entreprises de taille intermédiaire (ETI)*, CPCI. (<http://www.industrie.gouv.fr/p3e/cpci/cpci2009-dossier-eti.pdf>)
- Dhont, P. E. (2009), *Les entreprises de taille intermédiaire: un potentiel d'innovation à développer ?*, Centre d'analyse stratégique. (<http://www.cnisf.org/upload/pdf/noteveilleinnov.pdf>)
- MESR DGESIP/DGRI SIES, Dhont, P. E., Centre d'analyse stratégique et Pfister, E. (2009), *R & D: Le potentiel des entreprises de taille intermédiaire*, Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche. (http://cache.media.enseignementsup-recherche.gouv.fr/file/2009/32/1/NI0927_129321.pdf)
- OSEO (2010), *PME 2007 rapport OSEO sur l'évolution des PME*, La Documentation française.
- Retailleau, B., Kirsch, A.-R., Fauchoux, M., Magne, Y. (2010), *Les entreprises de taille*

- intermédiaire au coeur d'une nouvelle dynamique de croissance*, La Documentation française.
- Stoffaës, C. (2008), *Mittelstand: notre chaînon manquant*, Conseil d'analyse économique franco-allemand.
(<http://cae-francoallemand.org/mapage/partietexteetannexes1-2-3-4-06.05.08.pdf>)
- Vilain, F. (2008), *Le développement des entreprises de taille intermédiaire*, Conseil économique, social et environnemental.
(<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/084000658/0000.pdf>)
- 岩橋誠一 (1986a) 『『Mittelstand 中間身分』について(1)—19世紀前半のドイツ手工業者層の把握のために—』『神戸学院経済学論集』第18巻2号、147-170頁。
- 岩橋誠一 (1986a) 『『Mittelstand 中間身分』について(2)—19世紀前半のドイツ手工業者層の把握のために—』『神戸学院経済学論集』第18巻3号、77-95頁。
- 遠藤輝明編 (1982) 『国家と経済 フランス・ディリジズムの研究』東京大学出版会。
- 川田知子 (2009) 「ドイツ労働者派遣法における均等待遇原則の憲法適合性」『亜細亜法學』第44巻1号、191-212頁。
- 齋藤純子 (2008) 「ドイツの格差問題と最低賃金制度の再構築」『外国の立法』、236号、75-101頁。
- 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (2006) 「ドイツにおける労働市場改革—その評価と展望—」『労働政策研究報告書』No. 69、5-48頁。
- 橋本陽子 (2005) 「第2次シュレーダー政権の労働法・社会保険法改革の動向: ハルツ立法、改正解雇制限法、及び集团的労働法の最近の展開」『学習院大学法学会雑誌』第40巻2号、173-318頁。
- 原輝史 (1986) 『フランス資本主義 成立と展開』日本経済評論社。
- 原輝史 (1993) 『フランスの経済 転機に立つ混合経済体制』早稲田大学出版部。
- 藤本光夫 (1993) 「混合経済体制の確立と展開」原輝史編『フランスの経済 転機に立つ混合経済体制』早稲田大学出版部、29-51頁。
- 山口隆之 (2009) 『中小企業の理論と政策—フランスにみる潮流と課題—』森山書店。